

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う

関係政令の整備及び経過措置に関する政令に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国の現下のガス市場を巡る状況に鑑み、ガスの小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策。

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室
電話番号：03-3501-2963 e-mail：qqmfbf@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成 29 年 1 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

従来から緊急事態におけるガスの安定供給を確保する等の観点から、ガス事業に対しては一定の義務が課されてきた。今般、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）が施行され、ガス事業者の類型が変更される。これに伴い、関係法令の対象となるガス事業者の範囲の再整理が必要となっている。

(2) 規制の内容

①大規模地震対策特別措置法施行令

地震防災応急計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧ガス事業法に基づく一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業、簡易ガス事業

(改正後) 新ガス事業法に基づくガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧ガス事業法に基づく一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業、簡易ガス事業

(改正後) 新ガス事業法に基づくガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するための生活関連等施設の範囲を以下のとおり整理する。

(改正前) 旧ガス事業法に基づく一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業

(改正後) 新ガス事業法に基づくガス小売事業（旧ガス事業法に基づく簡易ガス事業を除く。）、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧ガス事業法に基づく一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業、簡易ガス事業

(改正後) 新ガス事業法に基づくガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業

(3) 規制の必要性

従来から緊急事態におけるガスの安定供給を確保する観点から、ガス事業に対しては一定の義務が課されてきた。今般、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）が施行され、ガス事業者の類型が変更される。これに伴い、ガスの安定供給確保のため、関係法令の対象となるガス事業又はガス事業者の範囲の再整理が必要となっている。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

①大規模地震対策特別措置法施行令

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一～十八 （略）

十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業

二十～二十三 （略）

○大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）

（地震防災応急計画）

第七条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

一～四 (略)

2～8 (略)

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一～十九 (略)

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業

二十一～二十四 (略)

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一～四 (略)

2～8 (略)

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（生活関連等施設）

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 (略)

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）

三～十 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 （略）

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一～十九 （略）

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業

二十一～二十四 （略）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一～四 （略）

2～8 （略）

5. 想定される代替案

関係法令の対象となるガス事業又はガス事業者の範囲の再整理に関して、改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。具体的には、下記の4点を2グループに分けて検討を行う。

- ①大規模地震対策特別措置法施行令
- ②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令
- ③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
- ④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

上記論点のうち、①・②・④の代替案としては、各種計画の策定対象となる事業を限定することが考えられる。

③の代替案としては、生活関連等施設の対象となる施設を限定することが考えられる。

6. 規制の費用

①大規模地震対策特別措置法施行令

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

	改正案：新ガス事業法においても、「ガス事業」を対象とする。	代替案：各種計画の策定対象となる事業を限定する。
ガス小売事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ ガス小売事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定手続に係る事務が軽減される。
一般ガス導管事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 一般ガス導管事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定手続に係る事務が軽減される。
特定ガス導管事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特定ガス導管事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定手続に係る事務が軽減される。
ガス製造事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ ガス製造事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定手続に係る事務が軽減される。
国民	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
行政機関	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 届け出られる計画が減少することで手続に係る事務が軽減される。

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

	改正案：生活関連等施設に該当する施設を以下に該当するものとする。 新ガス事業法に基づくガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、ガス小売事業（特定ガス発生設備において発生させ、導管によりこれを供給するも	代替案：生活関連等施設の対象となる施設を限定する。
--	--	---------------------------

	のに限る。)の用に供するものを除く。)	
ガス小売事業者	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ガス小売事業者のガス工作物(特定ガス発生設備において発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、当該施設の安全の確保に係る費用が軽減される。
一般ガス導管事業者	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・一般ガス導管事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、当該施設の安全の確保に係る費用が軽減される。
特定ガス導管事業者	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・特定ガス導管事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、当該施設の安全の確保に係る費用が軽減される。
ガス製造事業者	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ガス製造事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、当該施設の安全の確保に係る費用が軽減される。
国民	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・特段の追加の負担はないものと考えられる。
行政機関	・特段の追加の負担はないものと考えられる。	・特段の追加の負担はないものと考えられる。

7. 規制の便益

①大規模地震対策特別措置法施行令

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

	改正案：新ガス事業法においても、「ガス事業」を対象とする。	代替案：各種計画の策定対象となる事業を限定する。
ガス小売事業者	・特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ガス小売事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
一般ガス導管事業者	・特段の追加の便益はないものと考えられる。	・一般ガス導管事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
特定ガス導管事業者	・特段の追加の便益はないものと考えられる。	・特定ガス導管事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
ガス製造事業者	・特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ガス製造事業が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
国民	・緊急事態下において、ガス事業者が計画に沿って適切な対応を行うことが可能となるため、緊急事態下において、ガスの安定供給に支障が生じることにより起因する被害等を受ける可能性が減少する。	・緊急事態下において、事前に計画を策定していないガス事業者が存在した場合、ガスの安定的な供給に支障が生じ、国民の生活基盤の復旧に大幅な遅れが発生する等の可能性が増す。
行政機関	・緊急事態下における、ガス事業者の行動を事前に把握することができる。	・緊急事態下における、ガス事業者の行動を事前に把握することができなくなる。

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

	改正案：生活関連等施設に該当する施設を以下に該当するものとする。 新ガス事業法に基づくガス工作物（ガス発生設備、ガスホ	代替案：生活関連等施設の対象となる施設を限定する。
--	--	---------------------------

	ルター及びガス精製設備に限り、ガス小売事業（特定ガス発生設備において発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）	
ガス小売事業者	・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。	・ ガス小売事業者のガス工作物（特定ガス発生設備において発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。
一般ガス導管事業者	・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。	・ 一般ガス導管事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。
特定ガス導管事業者	・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。	・ 特定ガス導管事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等が起こった際に都道府県知事から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。
ガス製造事業者	・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。	・ ガス製造事業者のガス工作物が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。
国民	・ 武力攻撃事態等において、都道府県知事等が施設の安全の確保に係る要請を行うことが可能となるため、ガスの安	・ 武力攻撃事態等において、都道府県知事等が生活関連等施設の管理者に対して行う当該施設の安全の確保に係る要請の対象

	<p>定的な供給に支障が生じることに起因する被害を受ける可能性が減少する。</p>	<p>が限定されてしまうことにより、ガスの安定供給に支障が生じ、国民の生活基盤の復旧に大幅な遅れが発生する等の可能性が増す。</p>
行政機関	<p>・武力攻撃事態等において、ガスの安定的な供給に支障が生じる事態を防止できる可能性が向上する。</p>	<p>・武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全の確保に係る要請を行うことができる対象が限定される。</p>

8. 政策評価の結果

規制の内容①～④の改正案と代替案について、費用便益分析を行ったところ、新たに費用負担を課される者が存在しないため、代替案の方が相対的に費用負担は軽減するが、国民にとって、緊急事態下におけるガスの安定供給が確実に実施されることは非常に大きな便益であり、また、緊急事態下において、ガスの安定供給が実施されなかった場合には、国民の生活基盤に対して甚大な影響をもたらす可能性があること等に鑑みれば、今回の改正で事業者に課される規制については必要最低限の負担であることから、改正案の方が代替案よりも適切であると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

特に無し。

10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）の施行前、加えて同法の施行後 5 年以内において、改正に係る規定等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

以上